

- 2 (1) 道路の種類 県道
(2) 路線名 小川長野線
(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
長野市大字小鍋字糞山1020番の4地先から 長野市大字小鍋字戸板1024番の3地先まで	旧	m 6.8～9.0	km 0.1157
同 上	新	8.4～15.6	0.1157

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

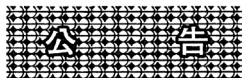
その関係図面は、告示の日から令和6年11月28日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年11月11日

長野県長野建設事務所長 坂口 一 俊

- 1 路線名 小川長野線
2 供用を開始する区間
長野市大字小鍋字糞山1020番の4地先から
長野市大字小鍋字戸板1024番の3地先まで
3 供用を開始する期日 令和6年11月11日

道路管理課



公告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の届出が次のとおりありました。

令和6年11月11日

長野県知事 阿部 守 一

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発成年月日	患畜・疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所又は区域
ヨーネ病	牛	令和6年10月31日	患畜	2	南佐久郡 南牧村

園芸畜産課